

アゼリー江戸川短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人江寿会が開設する短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、その利用者の心身の状況に応じた、適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の施設サービス事業者並びにその他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

一 名称 特別養護老人ホームアゼリー江戸川

二 所在地 江戸川区本一色2丁目13番地25号

（特別養護老人ホーム アゼリー江戸川2階及び3階）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者（特別養護老人ホームと兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 医師（特別養護老人ホームと兼務）

三 生活相談員 ケアマネージャー（特別養護老人ホーム職員と兼務）

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四 介護職員 常勤職員（特別養護老人ホーム職員と兼務）

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五 看護職員 看護師（特別養護老人ホーム職員と兼務）

看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

※相談員・介護職員・看護師は、特養と入居者の合算で配置

※機能訓練指導員・栄養士・調理員・運転手・事務員は、特養と合算で配置

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所の1日の利用定員は併設型10人、空床型5名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

指定短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族にたいし、サービスの選択、苦情の処理等の必要な事項について記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

一 介護

介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するものとする。

二 食事

- ① 利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、適切な栄養量の確保に努め、適切な時間に快適な食事サービスの提供に努める。
- ② 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるように努めなければならない。

三 入浴

1週間に2回以上、利用者を入浴させまたは清拭するものとする。ただし、利用者に傷病があり、感染症の疑いがあるなど医師が入浴を適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

四 排泄

利用者の心身状況に応じ利用者個人のプライバシーを尊重するなど適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。利用者がおむつを使用せざるをえない場合は、適切に行うものとする。

五 離床、着替え、整容

利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の援助を適切に行うものとする。

六 機能訓練

日常生活を営むのに必要な生活機能の改善、維持のための訓練を行う。

七 送迎サービス

通常の事業実施地域の利用者が、短期入所生活介護サービスを受けようとするときは、

送迎用車両により送迎サービスを行う。

八 健康管理

医師または看護職員は、常に利用者の心身の状況に注意するとともに、健康維持のために適切な措置を取り、必要に応じてそれを記録するものとする。

九 相談、援助

職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者またはその家族に対し、相談に適切に応じるものとする。

十 短期入所生活介護計画の作成

相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

十一 その他のサービスの提供

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーションを行うものとする。

(利用料等)

第8条

1 保険給付対象

指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスである場合は、その1割(一定以上所得者の場合は2割又は3割)とする。

2 保険給付対象外

居住費と食費については、保険給付対象から外れ、自己負担となる。負担額は、課税状況や年金収入に応じて区分され、申請により減額される。

※重要事項説明書に記載の料金を負担いただく

3 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

一 理容代

二 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当認められるもの。

(通常の事業の実施地域)

第9条 1 通常の事業の実施地域は、江戸川区・葛飾区の一部(新小岩1丁目・2丁目・3丁目・4丁目)の区域とする。

2 実施地域を越えた場合の送迎費用については、範囲を越えたことによる追加の費用は徴収しないものとする。

(サービスを提供するに当たって事業所が留意すべき事項)

第10条 指定短期入所生活介護の提供に当たるものは、現にサービスを行っているときに利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する計画をたて、非常災害その他緊急の事態に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 運営に関するその他の事項を次のように定める。

一 研修

施設は従業者の資質の向上を図るための研修を行うものとする。

①採用時研修

②継続研修

二 秘密の保持

従事者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講ずる。

三 掲示

施設の見やすいところに、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示する。

四 サービス困難時の対応等

正当な理由なく、短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業実施地域等を勘案し、自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

五 要介護認定の申請に係る援助

要介護認定等の認定をうけていない利用も申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請は行われるよう必要な援助を行う。

六 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 江寿会 理事長の指示に従って定めるものとする。

(ハラスメントについて)

第12条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 一 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- 二 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- 三 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 四 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

附則

- 1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. 平成 17 年 10 月 1 日改正
- 3. 平成 25 年 12 月 1 日改正
- 4. 平成 30 年 8 月 1 日改正
- 5. 令和 4 年 12 月 1 日改正
- 6. 令和 5 年 7 月 1 日改正
- 7. 令和 8 年 6 月 1 日改正